

入札公告

100 歳高齢者祝福事業に係る贈呈品の梱包及び配送等業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 7 日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 入札に付する事項

(1) 件名

100 歳高齢者祝福事業に係る贈呈品の梱包及び配送等業務

(2) 仕様等

契約担当者が示す仕様書等のとおり

(3) 契約期間

令和 7 年 7 月 29 日（火）から令和 7 年 11 月 4 日（火）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)の契約について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税相当額を除いた金額）を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本県入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で下記 3(3)の入札開始日までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県福祉部高齢政策課企画調整班 担当：山本
電話 (078)341-7711(内線 73520)
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和 7 年 7 月 7 日（月）から同年 7 月 14 日（月）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
日時 令和 7 年 7 月 22 日（火） 午後 2 時
場所 兵庫県庁 1 号館 1 階入札室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時までに前記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を令和 7 年 7 月 17 日（木）までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となる。なお、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 84 条第 1 項第 3 号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
落札者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない

い。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、財務規則第 100 条第 1 項第 3 号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した業務を履行できることを証明する書類を令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時までに前記 3 (1) の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和 7 年 7 月 29 日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理した者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の内容の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。